

建設工事の週休2日工事の導入について

建設業の事業主は、令和6年4月1日から労働基準法の時間外労働の上限規制が適用されたため、週休2日制の導入などへの対応が必要となります。建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事発注を、令和6年4月1日から導入します。

【週休2日工事の種類】

週休2日工事の種類は、次のとおりです。

- (1) 発注者指定型週休2日工事 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する工事
- (2) 施工者希望型週休2日工事 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組むことを希望して取り組む工事

【用語の定義】

- (1) 「週休2日」とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。
- (2) 「完全週休2日」とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすることをいう。
- (3) 「週休2日相当」とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。
- (4) 「控除期間」とは、工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間をいう。
- (5) 「工事完成日」とは、片付けを含む現場作業が完了する日とする。
- (6) 「現場閉所日」とは、予め定めた休工期及び現場休息日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工期も実際の現場閉所日数に含むものとする。
- (7) 「休工期」とは、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。
 - ア 通行規制に伴う交通誘導
 - イ 現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り
- (8) 「現場休息日」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれかの現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）も実施しない日のことを言う。

【対象工事】

原則、予定価格が130万円を超える全ての建設工事を発注者指定型週休2日工事として発注します。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とすることができるようになります。

- (1) 災害復旧等の緊急を要する工事
 - (2) 通年維持補修工事
 - (3) 現場施工期間(直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間)が1週間未満の工事
 - (4) 現場条件や施工時期に制約の多い工事
 - (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事
- ※ (4) (5) については、受注者の希望により、施工者希望型週休2日工事を選択することができます。

【契約上の取扱い】

(1) 対象工事の場合

週休2日工事の対象工事は、公告文、特記仕様書等に対象工事である旨及び週休2日工事の種類を記載します。

(2) 工期設定

あらかじめ週休2日工事を実施する上で必要な工期を設定します。

(3) その他

①発注時の設計額は、週休2日工事の実施を前提として、長野県の週休2日工事実施要領に準じます。

②受注者が週休2日を達成できなかった場合は、長野県の週休2日工事実施要領に準じます。

【受注者の取組】

(1) 受注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取り組むものとします。

(2) 受注者は、施工者希望型週休2日工事を実施する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知します。

(3) 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書（建築工事の場合は総合施工計画書）に明示し実施します。

(4) 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員の承諾を得ます。

(5) 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示します。

【発注者の取組】

(1) 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行います。

(2) 発注者は、週休2日工事を実施する場合、長野県の週休2日工事実施要領に準じた補正を行います。

(3) 発注者は、特記仕様書等に週休2日工事の対象工事である旨及び週休2日工事の種類を記載します。

(4) 発注者は、あらかじめ週休2日工事の対象外とする内容に該当する期間について、特記仕様書に記載します。

(5) 発注者は、受注者から施工者希望型週休2日工事を実施する旨の通知があった場合、その理由が妥当と判断された場合はこれを承諾します。

(6) 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認します。

(7) 監督員は、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示している状況を確認します。

(8) 監督員は、工事記録等により現場閉所の実施状況を確認します。

【導入開始時期】

令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用します。

工事現場における週休2日の実施の明示について

1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。

2) 明示内容

「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

3) 掲示板の大きさ

工事件名板 (1.1m×1.4m) 程度とする。

4) 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所であつ第三者等へ危害を与えない場所とする。

5) 掲示板に関する費用

各部の積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

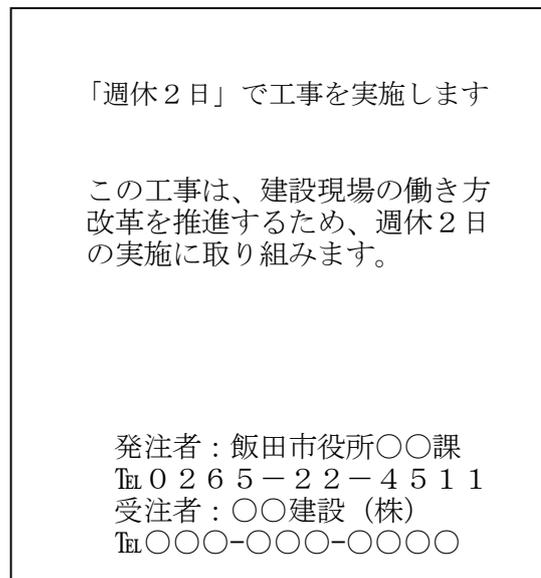


図 掲示板参考図